

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本海外協会（以下「この法人」という）定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費等の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会金)

第2条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

- (1) 正会員 なし
- (2) 個人賛助会員 5千円
- (3) 法人賛助会員 3万円
- (4) 団体賛助会員 1万円

(入会金の納期)

第3条 入会金は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

(会費)

第4条 この法人の会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

- (1) 正会員 4千円
- (2) 個人賛助会員 2万円
- (3) 法人賛助会員 10万円
- (4) 団体賛助会員 5万円

(会費の納期)

第5条 正会員と賛助会員は、毎事業年度、5月31日までに、会費の全額を納付しなければならない。

(中途入会の会費及び納期)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（4月から9月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10月から3月まで）の場合は年額の半額とする。

2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内とする。

(入会金及び会費の免除)

第7条 理事会は、免除すべき相当の事由があると認める正会員又は個人賛助会員について第2条第1号及び第2号並びに第4条第1号及び第2号の規定にかかわらず、入会金及び会費のいずれか一方又は双方の免除を決議することができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う

(補足)

第 1 1 条 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

改定日 平成26年8月30日